

# 自然エネルギーや資源を有効活用しませんか

市では、自然エネルギーの活用やごみの再資源化に係る機器等を設置される人に対し、以下の補助金を交付し、地球温暖化対策や資源の有効利用を推進しています。予算に限りがありますので、設置を希望される人は各窓口へお早めに申し込みください。

## ●補助制度一覧

### ①住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽熱高度利用システム」を設置する人に対し、補助金を交付

|           |                                                                                   |                            |             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 対象となる機器   | 住宅の屋根に設置する不凍液などを強制的に循環する太陽熱集熱器と、集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽によって構成される給湯、冷暖房用等のソーラーシステムを有するもの |                            |             |
| 補助率・補助限度額 | 太陽熱高度利用システムおよび当該設備の設置に要する経費の5分の1<br>限度額 / 40,000 円                                |                            |             |
| 申請に必要なもの  | ●補助金交付申請書<br>●設置予定箇所の写真                                                           | ●対象システムの見積書<br>●納税状況等確認同意書 | ●設置予定箇所の位置図 |

☎環境課環境政策係（☎71・2492（直通） FAX72・3176）

### ②住宅用太陽光発電システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に対し、補助金を交付

|           |                                  |                            |             |
|-----------|----------------------------------|----------------------------|-------------|
| 補助率・補助限度額 | 太陽電池 1㎡あたり3万円<br>限度額 / 120,000 円 |                            |             |
| 申請に必要なもの  | ●補助金交付申請書<br>●設置予定箇所の写真          | ●対象システムの見積書<br>●納税状況等確認同意書 | ●設置予定箇所の位置図 |

☎環境課環境政策係（☎71・2492（直通） FAX72・3176）

### ③住宅用雨水貯留施設設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「雨水貯留施設」を設置する人に対し、補助金を交付

|           |                                                 |                                          |                                              |
|-----------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 対象となる施設   | 雨水を貯留するための構造をもった施設で、住宅の雨どい等に接続し架台等に固定するもの       |                                          |                                              |
| 補助率・補助限度額 | ① 100ℓ以上 500ℓ未満<br>費用の2分の1<br>限度額 / 1基 25,000 円 | ② 500ℓ以上<br>費用の2分の1<br>限度額 / 1基 50,000 円 | ③合併浄化槽等から転用するもの<br>費用の2分の1<br>限度額 / 50,000 円 |
| 申請に必要なもの  | ●補助金交付申請書<br>●設置予定箇所の写真                         | ●対象施設の見積書<br>●納税状況等確認同意書                 | ●設置予定箇所の位置図                                  |

☎環境課環境保全担当（☎71・2491（直通） FAX72・3176）

### ④生ごみ処理機器等購入費補助金 ※生ごみ処理機器の補助を受けた人の再申請は5年経過後に可能となります。

「生ごみを堆肥化処理する機器」と、「せん定枝等粉碎機」を購入した市内の一般家庭や店舗・事業所に対し、補助金を交付

|           |                                             |                                              |                                            |                            |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------|
| 対象となる機器   | 生ごみ処理機器                                     |                                              | ボカシ容器・コンポスト                                | せん定枝等粉碎機                   |
| 補助率・補助限度額 | ①処理量 5㎡未満 / 日<br>購入費の2分の1<br>限度額 / 30,000 円 | ②処理量 5㎡以上 / 日<br>購入費の2分の1<br>限度額 / 100,000 円 | 購入費の3分の2<br>限度額 / 3,000 円                  | 購入費の2分の1<br>限度額 / 10,000 円 |
| 申請に必要なもの  | ●補助金交付申請書<br>●納税状況等確認同意書                    |                                              | ●機種名が明示された領収書（購入後1年以内）<br>●写真（本体・設置状況の各1枚） |                            |

☎廃棄物対策課廃棄物対策担当（☎71・2490（直通） FAX72・3176）

ご活用  
ください  
補助制度

緑のまちづくり事業

## 生垣設置・ブロック塀撤去

☎建築住宅課建築景觀係  
（☎71・2242 FAX72・3569）

住宅地の緑化を促進するとともに、安全・安心なまちづくりを実現するため、「緑のまちづくり事業」として「生垣設置・ブロック塀撤去助成事業」を行いますので、ご活用ください。



ブロック塀を撤去し生垣を設置した例

の補助または補償を受けていないこと。

※同一敷地に対して、1回限り助成を受けることができます。

#### ●補助対象経費

①長さ3m以上の新たな生垣設置に係る費用（苗木、土、肥料等や造園業者に委託費を含む） 2分の1以内（上限5万円）

②ブロック塀を撤去し生垣設置する場合の撤去費用（解体、運搬、処分費、工事請負費を含む） 2分の1以内（上限15万円）

③①と②の併用 ①と②の合計額

#### ●申請方法

工事着手前に、本庁舎内建築住宅課または各支所に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて建築住宅課（2階

15番窓口）、各支所地域課へ持参または郵送してください。（申請書等は、市ホームページからも入手可能）  
添付書類  
▽業者見積書の写し、または自営工事見積書（生垣の樹種、本数、樹高等の寸法、ブロック塀の数量等を明記してください。）

▽生垣設置場所またはブロック塀撤去場所と寸法等を明記した図面

▽位置図（住宅地図の写し等、住宅等の所在（位置）が分かる図面

▽施工前の事業予定箇所現場写真

▽納税証明書（申請書の市税納付状況確認欄の同意がない場合）

●その他 工事後、実績報告書を提出してください。生垣にできる樹種に要件があります。詳細は建築住宅課へ問い合わせてください。

新連載

みどりの  
掲示板

お花いっぱい大作戦！（堀金・岩原区）

5年程前から、山麓線沿いの区民で「盛り上げ隊」を結成し、沿道に花を植えています。社会福祉協議会とも連携して花の苗やプランター、培養土を提供してもらい、国営公園へ向かう県道沿いにもプランターを設置しています。

この活動を「お花いっぱい大作戦」と銘打って、子どもからお年寄りまでみんなで取り組んでいます。昨年は道路沿いにある休耕地にヒマワリの種をまき、夏には観光客が訪れる新たな観光スポットにもなりました。

現在、市では緑の基本計画を策定中です。緑化等の取り組みを紹介したい団体は、都市計画課公園緑地係（☎71・2249）へ情報をお寄せください。



作業風景